

選定基準

東京都看護職員地域就業支援施設は、以下の基準を基に、過去の実績や地域性等を考慮し選定する。

1 選定基準項目

以下の項目により、事業実施能力について判定する。

- (1) 組織等（看護職員数、組織の目標、個人情報保護）
- (2) 事業実施体制（施設内協力体制、実習生等受入実績、広報活動等）
- (3) 医療安全管理体制（委員会、指針・マニュアル等）
- (4) 施設内感染対策（委員会、指針・マニュアル等）
- (5) 看護職員確保対策（育児・介護支援、勤務環境、研修体制、地域における活動等）

2 選定対象外施設について

東京都等が実施した立入検査・指導検査において、本事業実施の妨げになる重大な指摘等を受け、改善されていないと認められる施設については、選定の対象外とする。

3 その他

- (1) 過去に再就業者（離職後1年以上ブランクのある者）を採用した実績のある施設が望ましい。
- (2) 産科・産婦人科を有していることが望ましい。（病院コース）